

平成25年7月4日

各医療機関 殿

三木町長 筒井 敏行  
<公印省略>

## 三木町乳幼児医療費助成制度の変更について（お知らせ）

平素は、町行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、三木町では「三木町乳幼児医療費助成制度」を「三木町子育て支援医療費助成制度」に改め、本年8月1日から実施することになりました。

つきましては、対象年齢を「満6歳に達した日以後の最初の3月31日まで」から「満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間」に拡大することとなりましたので、併用レセプトの請求対象者を中学校卒業（満15歳に達した日以後の最初の3月31日）までにさせていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今回の制度変更による公費負担者番号の変更はございませんが、対象者となる子どものいる保護者に「子育て支援医療費受給資格者証」（ピンク色）を送付いたしますので、窓口受付の際には、必ず被保険者証と併せてご確認くださいませようお願いいたします。

お問い合わせ

三木町役場住民生活課

子育て支援係

TEL 087-891-3303

## 三木町乳幼児医療費助成制度が平成25年8月1日から変わります

### ●名 称

(変更前) 三木町乳幼児医療費助成制度



(変更後) 三木町子育て支援医療費助成制度

### ●対象者

(変更前) 誕生日・転入日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日  
までの乳幼児(就学前)



(変更後) 誕生日・転入日から満15歳に達した日以後の最初の3月31日  
までの間にある子ども(中学校卒業まで)

### ●受給資格者証

(変更前) 乳幼児医療費受給資格者証(みどり色)



(変更後) 子育て支援医療費受給資格者証(ピンク色)  
7月末に保護者へ送付します。

### ●請求について

8月1日診療分から併用レセプトで審査支払機関へご請求ください。

併用レセプトの取扱いができない一部の国民健康保険組合は、償還給付となっております

### ●子育て支援医療費受給資格者証の提示について周知

受給者には、受診する場合は、「子育て支援医療費受給資格者証」を被保険者証に添えて提示するように周知します。

### ●他の公費負担医療費等との関係

これまでの乳幼児医療費助成制度と変更はありません。

・自立支援(育成)医療、養育医療、小児慢性特定疾患治療研究事業などの国の公費医療制度が適用される場合は、それらの公費医療が優先適用されます。

・三木町の福祉医療の優先順位は次のとおりです。

①子育て支援医療 → ②障害者等医療 → ③ひとり親家庭等医療

・災害共済給付(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

同給付制度に加入している子どもが幼稚園・保育所・小中学校の管理下における負傷・疾病・障害等を負った場合は、同センターからの災害共済給付が優先されます。



平成25年8月1日から

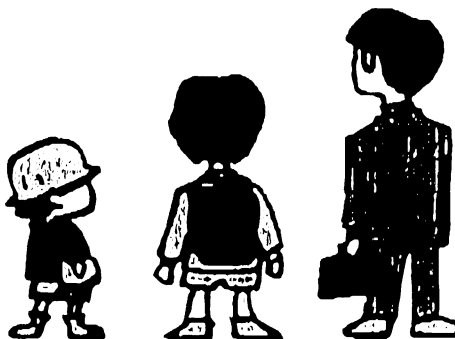
三木町子育て支援医療費助成制度が始まります！！

三木町に住所を有している中学校卒業までの子どもは、県内全ての医療機関で、保険証と「子育て支援医療費受給資格者証」（ピンク色）を提示すれば、原則として窓口での保険診療に係る自己負担が無料になります。

なお、住所や保険証の変更手続きがされていない場合は、一旦、窓口での自己負担が必要になりますので、早めに変更手続きをお願いします。

また、下記のような※印のある受給資格者証をお持ちの場合も、一旦、窓口での自己負担が必要になる場合があります。

|       |                           |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|---------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 子     | 子育て支援医療費受給資格者証            |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 三木町指定以外の医療機関では、償還払いとなります。 |   |   |   |   |   |   |   |
|       | 公費負担者番号                   | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| 受給者番号 |                           |   |   |   |   |   |   |   |



三木町役場

住民生活課 子育て支援係

電話 (087) 891-3303